

議案第 24 号

長久手市印鑑条例の一部を改正する条例について

長久手市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行による電気通信事業法の一部改正に伴い、長久手市印鑑条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市印鑑条例の一部を改正する条例

長久手市印鑑条例（昭和49年長久手町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前4項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前4項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</p>

<p>を使用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>6 （略）</p>	<p>を使用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>6 （略）</p>
--	--

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行による電気通信事業法の一部改正に伴い、長久手市印鑑条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 電気通信事業法の一部改正に伴い、規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとします。